

第2章 市民活動推進ビジョン

1 市民活動推進ビジョン

市民活動推進条例第3条（基本理念）

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取組及び継続して取り組むべき課題や市民活動の裾野を拡げ、生き生きとした個人の活動を進める機会の創出など、市民活動を推進することで7年後にどのようなまちの姿をめざすのかを上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めます。

市民活動の息づくまち 誰もが個性の輝きを放つ未来へ

2 市民活動推進計画の位置づけ

市民活動推進計画は、市民活動推進条例第8条に基づき定められた（1）活動場所の整備（2）情報の収集及び提供（3）市民活動を行うものに対する支援（4）市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進の4つの基本施策の柱を踏まえ、現状や課題を分析し、解決に向けて市民活動支援施設などによるサポートやコーディネート機能の充実などの取組を具体化するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2025年度までの7カ年とし、その中間年にあたる4年目の2022年度に施策等の見直しをすることとします。

さらに計画期間の最終年度である2025年度には、基本指針やその施策等についての成果や効果などの分析、課題などを検証し、次期計画の策定に活かしていきます。

2019年度 第4期推進計画スタート
2022年度 推進計画中間見直し
2025年度 次期推進計画の策定